

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ加入された方の保険料のお支払い時期について

(例) 国民健康保険に世帯で加入している夫(10月に75歳到達)、妻(71歳)の場合

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国民健康保険 (世帯分を一括請求)	加入期間	夫(10月で75歳到達)	75歳になる前日まで国民健康保険に加入												
			国民健康保険料は9月分まで発生												
	妻(71歳)	75歳になるまで国民健康保険に加入													
	支払期間			上記加入期間の夫と妻の保険料を世帯主が6月から翌年3月までの10回で納めます。											
										 お支払い時期が重なってしまう期間					
後期高齢者医療 (加入者ごとに請求)	加入期間	夫(75歳到達後)								75歳になる誕生日当日から後期高齢者医療に異動					
										10月分より後期高齢者医療保険料が発生					
	支払期間									上記の加入期間の夫の保険料を誕生月の翌月である11月から翌年3月までの5回で納めます。					

・同一世帯で複数人が国民健康保険に加入している状況で、世帯主または世帯員が年度途中で75歳到達する場合は、国民健康保険と後期高齢者医療の保険料のお支払い時期が重なってしまいます。

・後期高齢者医療の保険料のお支払いが開始されても、国民健康保険料は後期高齢者医療制度の保険料と重複がないよう事前に計算しているため、変更になりません。(ただし、所得に変更がある場合は除きます。)

・後期高齢者医療の保険料は誕生日の翌月から納めいただく関係で、国民健康保険より1回当たりの納付金額が増額になってしまう場合がございますが、それぞれの保険料を加入期間で割り返していただくと概ね変更はございません。(ただし、世帯構成や所得の状況によっては保険料が増額となってしまう場合があります。)